

## 核燃料施設等の新規制基準施行後の 適合確認のための審査の進め方の見直しについて

平成28年6月1日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

4月27日及び5月11日の原子力規制委員会において、核燃料施設等の新規制基準適合性審査については、透明性を向上し、施設の多様性を考慮しつつ審査をより効率的・合理的なものにしていくという観点から、今後は関係委員が出席の上、高い頻度で公開の審査会合を行うことが必要であるとの指摘があった。

### 2. 概要

前述1.の指摘を受けて、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」(平成25年12月25日)を見直し、別添「核燃料施設等の新規制基準への適合確認のための審査の進め方について」(案)のとおり、今後、核燃料施設等に対する審査会合(これまで事務局で審査を行っていた施設を含む。)については、原則、関係委員出席の下、公開で定期的に行うこととする。

また、「日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業(トレンチ処分)許可申請に関する審査について」(平成27年8月19日)の「審査の方針」も見直し、廃棄物埋設施設についても、原則、関係委員出席の下、公開で審査会合を行うこととする。

### 3. 適用開始時期

(略)

## 核燃料施設等の新規制基準への 適合確認のための審査の進め方について（案）

平成28年6月1日  
原子力規制庁

### 1. 基本的な進め方

平成25年12月18日に施行された核燃料施設等の新規制基準への適合確認のために、バックフィット規定がある施設<sup>※1</sup>及びその他原子力規制委員会が必要があると判断された施設<sup>※2</sup>について事業者から提出される事業変更許可申請等に関する審査は、以下を基本として行うこととする。なお、実際の申請内容等を踏まえ、審査の進め方を見直すことがある。

※1 核燃料加工施設、使用済燃料貯蔵施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物管理施設、試験研究用等原子炉施設

※2 廃棄物埋設施設

① 核燃料施設等の適合確認のための審査については、原則として原子力規制委員会委員<sup>※3</sup>が出席する審査会合において行うこととする。

※3 地震・津波等に関する事項（Sクラスに属する施設を有する施設に限る。）は石渡委員、施設に関する事項は田中（知）委員が出席し、原子力規制庁が事務局を務める。

② 上記の審査会合において、メーカーからの意見を聴く場合や、外部専門家の意見を聴く場合がある。外部専門家の意見を聴く場合には、あらかじめ原子力規制委員会の了承を得る。

③ 審査会合に加え、事業者に対して申請書の内容に関する事実確認等のための面談（以下「ヒアリング」という。）を行う。

④ 「新基準適合性審査チーム」の事務として、核燃料施設等の担当審査チームは、核燃料施設等の適合確認に係る審査を円滑に進める。また、必要な人員の確保を図る。

### 2. 審査会合等の公開

① 審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開し、資料も原則公開する（情報公開法第5条の不開示情報に該当する内容を除く。）。ただし、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対処等に関する審査の取扱いについては、平成25年12月18日原子力規制委員会です承されたとおりとする。

- ② ヒアリングは、議事概要を後日公開するとともに、資料も原則公開する(情報公開法第5条の不開示情報に該当する内容を除く。)。なお、事業者は、原子力規制庁が公開した議事概要について意見がある場合は、一定期間内に意見を申し出ることができることとする。